



Vol.37

2020年10月1日

日本災害復興学会

# News letter

## 目次 -contents-

- 1 コロナ禍、オンライン学会大会の開催に向けて  
大矢根 淳
- 2 20年度学会大会遠隔大会の概要  
山崎 栄一  
消息
- 3 東日本大震災10年  
生命をつなぐための協働  
相澤 久美  
「悲しみ」に「区切り」はない  
一被災3県共通課題でもある「思い出の品」  
秋山 真理  
これからの10年  
阿部 知幸  
へき論の呪いを解く  
石塚 直樹  
「地震・津波災害からの復興」と「原子力災害からの復興」  
太田 亘  
何を残せて何ができたのか  
北村 育美  
「つながり」から生まれた3県の連携  
葛巻 徹  
もう10年?まだ10年?  
川副 早央里  
声なき声を復興に 新聞記者の復興研究  
中島 みゆき
- 6 コロナと災害  
世界との支え合い・学び合い  
—新型コロナウイルス感染症支援から—  
吉橋 雅道  
災害法制度の活用により、コロナ被災者に有効な支援を  
吉江 暢洋  
「なじみだバックス」から生まれた新しい交流の形  
浦野 愛  
新しい日常・非日常としての復興支援  
澤田 雅浩
- 8 熊本若者通信  
所澤 新一郎  
法制度と現場  
コロナと緊急事態条項  
永井 幸寿

発行人 大矢根淳  
〒662-8501  
西宮市上ヶ原一番町1番  
155号 関西学院大学災害復興  
制度研究所気付  
TEL:0798-54-6996  
FAX:0798-54-6997  
http://f-gakkai.net/

※学会現況 (2020年9月17日)  
現在の会員 425  
正会員 376・学生会員 45  
購読会員 1・賛助会員 3

## コロナ禍、オンライン学会大会の開催に向けて

大会実行委員長 大矢根 淳  
(会長、専修大学)

このコロナ禍、今年度の学会大会は学会本部主催によるZOOMを用いたオンライン開催として、12月19(土)～20(日)に開催することとなりました。例年の大会準備と比べると、丸一か月ほど募集要項の発表が遅れておりますことをお詫び申し上げます。

今年度の学会大会は当初、10月9日(金)～11日(日)岩手大会として、陸前高田グローバルキャンパス(岩手県陸前高田市の協力のもと、岩手大学と立教大学により開設された交流活動拠点)をメイン会場に開催予定でした。例年のことですが、前年度の学会大会の交流会の場で、満場の拍手の中、次年度の大会開催地がアナウンスされます。昨年度の鳥取大会での告知を挟んで、岩手大会実行委員会では、五味壮平・

岩手大学教授を中心に、今年度大会開催の準備を進めてきました。奇跡の一本松や巨大ベルトコンベヤーばかりではない陸前高田復興の実相をご紹介します。エクスカーションやシンポジウムなど、多彩なプログラムが準備されておりました。地元の自治体や大学、そしてホテルにご協力いただいたの現地各所のバス運行等々、多大なご協力とありつけつつあるところで。しかしながらこのコロナ禍、大変残念ながら岩手大会は来年度にスライドとなりました。ご理解ください。

本学会は、研究者ばかりでなく実務に携わる多くの学会員が、多様な研究・実践の成果を披瀝し議論する場を設けているところに大きな特徴があります。2011年度には東日本大震災・復

興支援企画を公募し、この数年では、被災現場における支援力の底上げを目して研究実践活動を支援する助成事業を展開し、合わせて学会設立10周年事業として研究企画を公募してきました。学会大会は、そうした事業の成果を持ち寄り議論する場でもあります。

もちろん、学会大会は皆様の日ごろの研究・実践の進捗状況・成果を問いかける場です。これらの議論を途絶えさせてはなりません。現状を考えると、コロナ禍という全社会(地球)的惨禍における被災者・支援者とは…?そこから考えるコロナ禍復興とは…?この惨禍復興についてもきちんと考えていかなければなりません。オンライン学会大会への積極的なご参加、ご協力をよろしく願います。

# 20年度学会大会遠隔大会の概要

山崎 栄一 (大会幹事長 関西大学)

12月19日(土)と20日(日)の二日間にかけて、学会本部を開催校とした遠隔大会を実施いたします。

2月の段階においてすでに岩手大会の実施を確定していましたが、その頃からコロナ禍の影がだんだん忍び寄ってきておりました。それでも前向きに考えていくということで、学会大会会場として予定をしていた陸前高田グローバルキャンパスを拠点にした遠隔開催も検討いたしました。その中で、VRを利用したエクスクーション、Zoomを活用した現地&遠隔での分科会、

口頭・ポスター発表、基調講演・シンポジウムの実施に加えて、事前に陸前高田市産のおつまみセットを購入してもらった上でのZoomを活用した遠隔懇親会、といったさまざまなアイデアも湧き出て参りましたが、現地の実行委員会の意向により、やはり現地に来てもらうことが重要との判断で岩手大会は来年度に延期することになりました。

とはいえ、学会員の研究発表の機会を保障するために、例年通りの何ら

かの形で学会大会を開催する必要があるという意見があり、学会本部主催による遠隔開催を実施することになりました。ただし、これまでには実施したことがない遠隔開催ということもあり、内容としては最低限のものにさせていただくことにしました。分科会と口頭発表のみの実施にとどめ、

エクスクーションやポスター発表ならびに懇親会は実施をせず、基調講演やシンポジウムにつきましては別途検討というスタイルになります。

ここでは、簡単な日程案内にとどめ、分科会ならびに口頭発表の詳細につきましては、学会HPにて後日告知いたします。

2020年度 学会大会 (遠隔開催) 予定	
12月19日 (土)	分科会 当日、次期開催地 (陸前高田市) からの開催PR中継を予定しています。
12月20日 (日)	口頭発表
両日ともZoomによる開催	

## 消 息

◆入会※カッコ内は所属。敬称略

正会員▽今野 正規 (関西大学法学部教授)▽角本和理 (立命館大学政策科学部准教授)▽水野 吉章 (関西大学法学部教授)▽伊藤 弘人 (独立行政法人労働者健康安全機構本部研究ディレクター)  
学生会員▽石井 沙知香 (東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 修士課程)▽吉田岬 (東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム 超域文化科学専攻 (文化人類学分野) 修士課程)

◆異動=新所属 (旧所属) 名前。敬称略。  
▽徳島県 危機管理環境部 危機管理政策課主任主事 (兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科院生) 三好 佑亮▽宮城大学 基盤教育群特任講師 (弘前大学 地域社会研究科 博士後期課程) 中沢 峻▽(株)構造計画研究所 (東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 修士課程) 後藤 裕瑛▽東洋大学 社会学部 社会学科 助教 (早稲田大学 文学部 文化構想学部 現代人間論系 助手) 川副 早央里▽新潟日報社 編集局 論説編集委員室 局長 (新潟日報社 編集局 報道本部 報道部) 高橋 直子▽東京大学 先端科学技術研究セン

ター 特任助教 (京都大学 防災研究所 社会防災研究部門 博士後期課程) 大津山 堅介▽朝日新聞社 鳥取総局 総局長 (朝日新聞社 大阪本社 社会部 大阪版 次長) 角谷 陽子▽参議院議員 (株)エフエム仙台 編成部 ラジオ制作) 石垣のり子▽震災復興をめざす岩手アザレア法律事務所 弁護士 (弁護士法人空と海 陸前高田そらうみ法律事務所 弁護士) 瀧上 明▽京都経済短期大学 経営情報学科 専任講師 (大阪市立大学 都市研究プラザ 特別研究員) 菅野 拓▽日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 助教 (早稲田大学 人間総合研究センター 招聘研究員) 岩垣 穂大▽新潟経営大学 観光経営学部

観光経営学科 特任教授 (新潟経営大学 文学部 非常勤講師) 大内 斎之▽兵庫県立芸術文化センター 総務部 施設担当課 (兵庫県広域防災センター 兵庫県消防学校 消防教育専門員) 山本 晋吾▽北陸学院大学 人間総合学部 社会学科 教授 (北陸学院大学 人間総合学部 社会学科 准教授) 田中 純一▽日本学術振興会 特別研究員 PD (東北大学大学院 文学研究科 社会学コース 博士後期課程) 坂口 奈央▽(株)ウエスコ関西支社 技術部 設計課 (河川・砂防グループ) 参事 (株)パスコ関西事業部 技術センター 国土基盤技術部 防災情報課 主任技師) 松田 哲裕 (8月31日 現在 学会事務局提出分)



## 特集 東日本大震災10年

間もなく発生から10年になる東日本大震災とのかかわりについて、9人の学会員に寄稿をお願いした（広報委員会）。

### 生命をつなぐための協働

相澤 久美（建築家・編集者・映画プロデューサー  
震災リゲイン 代表理事 / みちのくトレイルクラブ 常務理事・事務局長）

人の生命と暮らしを守るのが建築家の仕事。東日本大震災発災時、奪われた多くの生命と暮らしに、自分の無力さを痛感した。建築家は、施主の願いに耳を傾け、土地から学び、図面としてビジョンを描くが、大工、板金、左官、鳶、設備など多くの専門家の協力を得て、建築の完成をめざす。各人が持つス

キルを最大限生かし、議論を重ね、工程、予算管理をしながら、全員が気持ちよく仕事できれば良い建築になる。ひとりでは何もできない。被災地での自分の仕事の基礎にもこれがある。

震災後、被災者の支援をはじめ、その後災害専門の新聞『震災リゲインプレス』を発行。日頃から支え合い、

備え、命をつないで欲しいと伝えてきた。被災者の異なる被災状況、語り継ぐ事と、その為の「聞く」ことの大切さを表現した記録映画『東北記録映画三部作』も製作した。今は、沿岸部に敷設された環境省の復興事業「みちのく潮風トレイル」の運営統括を担う。取材や映画で世話になった皆が暮らす町を、

歩いて旅する1,025kmのナショナルロングトレイルを未来に繋ぐ取り組みだ。東北の復興を後押しし、震災の記憶を継承し、100年先にも残る持続可能な地域計画の一環。環境省と4県28市町村、多くの民間団体や地域住民の皆さんと広域に連携、協働している。今まで関わったどんなチームよりもでかい。この道と協働が、東北の復興に資すると共に、誰しも安心して生命を繋げる社会の実現に貢献すると信じる。

### 「悲しみ」に「区切り」はない — 被災3県共通課題でもある「思い出の品」

秋山 真理（三陸アーカイブ減災センター、被災写真救済ネットワーク）

津波で流されて持ち主がわからなくなった写真や物品の返却を続ける「陸前高田市思い出の品」。本年3月6日のNHK「シブ5時」放送直後、被災された方から一本の電話がかかってきた。

「表向きは笑っているけど、（家族を亡くして）いまでも毎日泣いてんだ…」「まだ見たいという気持ちになれないけれど、いつか見たいと

思う」「その気持ちになるまで続けてほしい」

陸前高田市思い出の品返却事業に携わって10年目。わかってきたことは、「見たい、探したいというタイミングは人それぞれ」。気持ちに踏ん切りがつかなかったり、見る、探すことがまだ辛いという方がいらっしゃることだ。唯一の形見、前に進む助けになると

いった声もあるなか、震災から10年以降の長期的な取組みに向けて予算、保管場所等課題があり、多くの自治体で未だ見通しが立っていない（2019年3月10日付毎日新聞記事参照）。

実は思い出の品は流出元の市町村と流れ着いた市町村が異なるケースがあることから1自治体だけの問題ではない。昨年実施した聞き取り

調査では情報交換を望む声やサポートによっては通常業務に位置づけが可能になる自治体が複数みられた。もし避難・定住先で自治体の枠を超えてすべての思い出の品を探すことができれば…。顔認証が使えるなら…。

思い出の品は地域の共有財産でもある。震災前の写真は自身の被災に関係なく「心のふるさと」に位置づけることもできる。事業継続に向けて、ぜひ多くの方のご支援とご関心を賜りたい。

### これからの10年

阿部 知幸（フードバンク岩手 副理事長 / 事務局長）

被災者支援団体で活動していた時、支援の輪からこぼれ落ち生活を取り戻せない人が多いことに驚いた。「一人ひとりの暮らしを見ていない」「住宅損壊状況のみで個々の被害を判断し人を支援する制度がない」被災者支援制度の枠内で二次的・三次的な被災者

も含めた支援活動は難しいと思った。

あの日みなし仮設住宅に支援物資として運んだダンボールに入った食料は人と人とを結ぶモノだったと気づいた。それからは岩手県内に食のセーフティネットを張ることに必死になった。

東日本大震災から10年の

月日が経とうとしている。課題先進地と言われた被災地（県）だが課題解決先進地にはなれていないのではないかと毎年起きる大規模災害で私たちの経験がどれだけ活かされているのだろうか？

東日本大震災から4年後に国連総会で採択されたSDGs「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のゴール目標まで残り10年、SDGsは地球全体で目指す

べきものであるとともに各地域で実現されるべきものである。

これまでの10年を糧とし、私たち地域（被災地）が目標を達成し、これからの10年で課題解決先進地となるべく2030年を見据え国際社会に発信できるようになってこそ、東日本大震災からの本当の復興なのであろう。

自分たちの活動がいらぬ社会を目指して。





## べき論の呪いを解く

石塚 直樹 (東北学院大学 地域連携センター 特任准教授)

東日本大震災が発災したその時、私は新潟県の南魚沼にいました。2004年に発災した中越地震の被災地で活動する地域復興支援員との定例会議の為です。その最中に大きく長く揺れ、同僚と二人で長岡の事務所に戻りました。事務所のテレビで仙台空港の映像を見た時の事は、今でも鮮明に覚えています。

その後、東北から中越への視察の受入れや、中越の方と一緒に訪問しての話題提供や交流等、東日本大震災の被災地と中越地震の被災地をつなぐ取り組みを担当しました。このことをきっかけに、2012年10月からは宮城に移り、いくつかの役割を頂き、東日本大震災からの復興を契機とした

地域づくりに関わらせて頂いています。

この8年を一言で振り返るなら、常に、こう在りたいけど在れない、隔靴搔痒感とともにあったように思います。これまでは「どうしたら在りたい姿に辿り着けるか」を考えてきましたが、最近では「本当にこう在りたいと思っているか」に問いが変わってきました。その背景には、「課題解決」「人材育成」「中間支援」など、東日

本大震災以降、錦の御旗の様に私も使い、使われてきた言葉たちが実は腑に落ちてなく、誰かから与えられたこう在る「べき論」の呪いに罹っていた(かけていた)のかもしれない、ことへの気づきがあります。

10年を機に、「私」を主語に、在りたい姿を改めて考え直して表現する意味での「呪いを解く」ことから再出発し、より良い地域復興の一助となれば幸いです。

## 「地震・津波災害からの復興」と「原子力災害からの復興」

太田 亘 (UR都市機構福島震災復興支援本部/元岩手震災復興支援本部)

「どうしても震災3年目の正月は新居を迎えたい。高齢者と若者では同じ1年でも重みが違う」

被災者に叱られながらも直接対話を重ね、何とか予定通りに入居してもらった、釜石市で担当した災害公営住宅。早期の生活再建を目指し、顔の見える関係を築

けたのではないかと思います。いま福島2年目であるが、顔の見える関係は築きにくい。被災者が広域に避難しているうえ震災から既に10年近い年月がたち、戻りたいと考えている人が非常に少ないからだ。また担当している大熊町や双葉町の帰還困難区域では、令和4年

春頃の避難指示解除と居住開始を目標として土地利用計画を構想中だが、明確な見通しは立っていない。

帰還希望者や被災地にゆかりのある方の大切な故郷ということをもまえつつ、移住者や交流人口を増や



すためには、全く新しいまちづくりが必要だと感じている。誰のため、何のための復興か、いま一度問うてみる必要があるのではないだろうか。

## 何を残せて何ができたのか

北村 育美 (元中越防災安全推進機構 福島大学客員研究員 JCN福島担当)

震災の翌年に福島県に移住して早8年。移住を決めたきっかけは、福島県内の大規模避難所に支援に入ったことだった。ここで出会った数々の人たち。大切に持ってきた写真を見せてくれる夫婦、似顔絵を書いてくれる人、喫茶のマスター、ボランティアに目覚めた地元の高校生…この人たちの今後を見守っていきたい、

ただ純粋にそう思って移住を決めた。

震災から10年になろうとしている今、私はこのふくしまで何を残せて、何ができたのか。昨年あたりから悶々としていた。何も残せていないし、何もできていないが、もっているものはたくさんある。貴重な出会い、豊さをもたらしてくれている。その一つ一つの出

会いを大事にできているだろうか。

双葉郡の避難指示区域は、段階的に解除されている。被災地でのそのような事象や出来事の変化は伝えられているが、そこには一人ひとりの生活がある。突然避難と言われ混乱し、悩みながらも今の生活がある。

写真を見せてくれたご夫婦は、仮設住宅での生活後、

今はふるさとに戻り暮らしている。避難所で見せてもらった自宅庭の写真は、避難生活が続き一度は草だらけになったが、また一から土を入れ種が植えられ、今では四季折々の花が咲いている。

震災から10年後の今の人々の暮らしは伝わっているだろうか。そんな声に世間は興味がないかもしれないが、私がしたいことは、ふくしまの人々の今の生活を伝えることではないかと思いついて始めている。

## 「つながり」から生まれた3県の連携

葛巻 徹 (いわて連携復興センター／みちのく復興・地域デザインセンター)

震災前私は、岩手県花巻市という内陸のまちでサラリーマンをしながら市民活動をボランティアで行っていました。テーマ型の活動をしていく中で、中間支援の必要性を実感し、花巻市の中間支援の活動に関わりました。岩手県は市町村単位の中間支援団体が10団体以上あり、年間に

数度集まるようなネットワークが形成されていました。いわて連携復興センターもそうした「つながり」で生まれました。立ち上げメンバーのほとんどはそれぞれの団体で専業で勤務しており、私がサラリーマンを退職し、事務局長を担当させていただきました。震災前から沿岸には良く

釣りなどの遊びに出掛け、海の幸などを享受していました。沿岸の復興がないと岩手県として成り立たないと思って活動を続けています。

この10年活動を続けてこられた一番の資源は「つながり」です。本当に多くの方とノウハウ、情報、想いを共有しそれが自分の活動の原動力になっていますし、私自

身たくさんの成長の機会を頂きました。2019年3月に3地域の広域的なコーディネーション、シンクタンク機能を担える団体を3県の連携復興センターの「つながり」で設立しました。一般社団法人みちのく復興・地域デザインセンターです。

私達の未来は私達でつくらなければなりません。これまでの「つながり」をどう活かすか。引き続き挑戦していきたいです。

## もう10年? まだ10年?

川副 早央里 (東洋大学社会学部社会学科助教)

気づいたらもう10年である。被災地や被災者の復興状況をも、自分の研究成果をも、その間の進歩に満足感や納得感を感じられない。

震災発生当時はアメリカにいた私は、自分だけが震災を経験していない後ろめたさと焦りから、悪夢を見るほどネットで情報収集に耽

(ふけ)った。2011年6月に初めて現地を訪れてから、スーツケース1つを相棒に東北三県を梯子して回るフィールドワークの日々が始まった。

さまざまな地域に関わらせていただき、同じ東北でも地域による違いがあり、同じ被災者でも状況や意識に大きな差があることを痛感し、避難元だけでなく避

難先とも関わる多様な生活再建や復興のかたちがあることを今も学んでいるところである。

連日賑わっていた復興商店街の方は、ツアー客が減り復興作業員すらいなくなり寂しくなったとこぼす。授業で出会う学生たちの東日本大震災の記憶は「計画停電」くらいである。10年の歳月が被災地内外それぞれにもたらす変化は大きく、長期的な災害研究と記憶



初めて目にした被災地=2011年6月、宮城県南三陸町

継承の必要を感じている。

たくさんのご縁に支えられここまで来た。お世話になった方々へ研究で恩返しするには、まだまだ道半ばである。

## 声なき声を復興に 新聞記者の復興研究

中島 みゆき (東京大学大学院学際情報学府博士後期課程・毎日新聞記者)

初めて長面浦を訪れたのは2004年1月のことだった。勤務する毎日新聞の連載取材で、漁師の坂下健さん・清子さん夫妻と出会った。石巻市大川地区、海と山と川が合わさる豊かな自然の中で半農半漁の暮らしを営む姿が、印象に残った。

震災後、現地に向かうと、風景は一変していた。まちは根こそぎなくなり大半が水没

した。小学校で多くの子どもが命を落としたことも、地域に重い影を投げかけていた。そうしたなかで復旧に汗を流す人々の話を聴いているうち、彼らの望む復興とは何か、どうしたら実現できるのかと考えるようになった。

そのころの新聞は、政局報道やパターン化された物語に溢れていた。「被災地」という町はなく、「被災者」と

いう人もいない。報道の表面に出てこない声を拾い、復興に結びつけることができないかと考えた。プロセスを中長期的かつ構造的に見守るため、大学院に入学し「参与観察」という形で研究することを選択した。

漁師らは2012年末から会合を重ね、消費地交流をベースに漁業再建を目指す計画をまとめた。防潮堤を

下げ、2014年に集会施設「番屋」を建て翌年カフェをオープン、2016年には被災前の地域を模型に残す活動を始めた。ワークショップには多数の住民が参加した。記録集も出版した。

震災10年、地域の課題は時とともに変化した。人が暮らしを紡ぎ、暮らしがまちをつくる。当たり前なのが復興では難しい。その難しさを10年間の観察に基づき解析し、今後の災害に活かされればと考えている。

## 世界との支え合い・学び合いー新型コロナウイルス感染症支援からー

吉椿 雅道 (CODE海外災害援助市民センター事務局長)

CODEは、2月初旬、中国のNGOからの要請を受けて新型コロナウイルスの感染源といわれる武漢の支援を開始した。その後、14の国と地域の仲間と共に国際アライアンス「IACCR」を立ち上げ、各地の状況や取り組みを共有し、学び合いの場を提供している。

76日間ロックダウンした武漢では、外部者が市内に入れない事から、NGOがSNSを活用して外部でオン

ラインボランティアを募り、「人・モノ・金・情報」を収集し、武漢に届けた。独居の高齢者、障がい者、ホームレス、妊婦などへの物資提供、買い物サービス、病院への搬送を実際に行ったのは、数万人の武漢のボランティアたちだった。

自粛期間の日本でも武漢にヒントを得て、文通ボランティアやマンションでのマスク譲り合いなどのボランティアが生まれた。

ネパールでは、ボランティアが距離を置いて困窮者に物資を届け、インドネシアでは大学生が手洗い桶を製作・提供し、フィリピンでは普通の市民が医療従事者の送迎を、イタリアではボランティア向けの感染防止教育を行うなどして、厳しいロックダウンの中でも公助から取りこぼされている人々を支えたのは、NGOやボランティアであった。日本でも自粛の中

でも途切れのない支援を続けたNGO/NPOもある。STAY HOMEだけでは命を守れない現実があることを忘れていけない。

世界78億の一人ひとりが当時者となったこのパンデミック、感染の収束を待たずに多発する自然災害。震災25年の災害復興の中から紡いできた世界との「支え合い・学び合い」のより深い実践が今まさに求められている。

## 災害法制の活用により、コロナ被災者に有効な支援を

吉江 暢洋 (岩手弁護士会)

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本全体を被災地とする災害である。

定額給付金の支給等一定の支援はあったものの、更なる有効な支援策は示されていないが、災害であることを認識し、災害法制を徹底的に活用することで、様々な有効な支援が可能となる。

まず、災害対策基本法では、災害への対応権限を市町村に委ね、現場の近くできめ細やかな対応をすることになっている。都道府県、国は、市町村ではできない部分を補っていくことになる。新型コロナ対策においても、市町村による、生活者目線での様々な施策が求められる。

次に、災害救助法の活用も有用である。

新型コロナウイルスへの感染が確認された場合、軽症であっても自宅待機等が求められるが、待機者が生活のために外出しては意味がない。自宅待機者に対して、食料、飲料、生活必需品等を供与することで、感染拡大の防止と生活の安定を確保しうる。

避難所として宿泊施設を提供することも可能である。失業により住まいを失った人、ネットカフェ等で生活していた人々に対し、安全性の高い施設を提供することができる。

生業に必要な金銭や用具の貸与・給与も可能である。

学用品の供与として、生活困窮世帯にモバイルWiFiを貸与する等して、ネット環境を整備させることで、平等な教育環境の整備と感染拡大防止の両立を図ることが可能となる。

そして、医療の限界により十分な治療が受けられないことによる死亡に加え、外出制限による孤立からの孤独死、生活不活発に起因する病死、あるいは生活困窮や感染に関する誹謗・中傷を原因とする自死等が懸念されるが、これらは災害弔慰金法の「災害関連死」と同様に考えられる。孤立や生活不活発を予防し、関連死を防止すべきであるし、仮にそうした事態が生じた場

合には、災害弔慰金を支給して遺族等を保護すべきである。

そして、コロナ収束後は、災害ケースマネジメントの手法を活用して、官民連携の下、支援を要する社会的弱者に対してアウトリーチし、ニーズに応えた個別ケアを行う必要があることを想定しておかなければならない。

新型コロナウイルス感染拡大という未知の危機に対しては、思いつきで場当たりの対応ではなく、これまで積み重ねてきた災害対応の経験、知恵、教訓の数々を、所管を問わず最大限に活かし、有効な支援を実現すべきである。



## 「なじょだべパック」から生まれた新しい交流の形

浦野 愛 (レスキューストックヤード常務理事)

私たちが東日本大震災後に、宮城県七ヶ浜町に支援拠点を構えてから、もうすぐ10年が経とうとしています。

現在は、町に寄贈された地域活動交流拠点『七ヶ浜みんなの家きずなハウス』の運営を通じて、復興のまちづくりに関わっています。今年、新型コロナウイルスの蔓延に伴い、毎月1,000人以上が訪れ、賑わいの場となっていたきずなハウスは、一時的な閉所を余儀なくされました。同時に、小中学校の休校や、従来の地域活動の自粛が続き、人との触れ合いの機会や居場所を失った、高齢者や子ども世帯の様子がとても気

がかりでした。

そこで、スタッフが考えたのが、『なじょだべパック』です。「なじょだべ」とは、地元の言葉で「おかげさんいかがですか?」という意味を表します。自粛生活で生活不活発になったり、漠然とした不安や人と会えない寂しさを抱えたりする方々に、少しでも楽しみや、日々の目標づくりのお手伝いができればと考えた初の試みでした。七ヶ浜町には204戸の災害公営住宅と192戸の高台住宅団地が建設されています。各地域の自治会と連携し、5月～6月にかけて、2度にわたり、当時不足していたマスクやちょっとした日用品に、

チャレンジカードと五七五コンテストの募集、地元の子どもの達からのメッセージや、免疫アップのお料理レシピなどを添えて、全戸配布しました。

五七五は、約40首が集まりました。「楽しみに 其の日は来るの まち遠し(お茶会の日)」「なじょすっぺ コロナ太り らずもねえ(らちが明かないという意味です)」など、中には心に染み入る言葉や、思わずクスッと笑えるものも。その後、自粛が解かれ、再開した移動型サロン「出張きずなハ



災害公営住宅でのなじょだべパック配布

ウス」で、句の応募を楽しみにしていたという声や、チャレンジカードを特典の駄菓子と引き換えに来る子どもたちの姿がありました。コロナ禍でも、人との関りが絶たれない工夫と、それぞれの頑張りを応援し、称え合える場の必要性を、改めて学ばせて頂きました。

## 新しい日常・非日常としての復興支援

澤田 雅浩 (兵庫県立大学大学院)

COVID-19の感染拡大防止策がさまざま講じられるさなかで発生した令和2年7月豪雨災害によって、近年培われてきた被災地支援の方法論を改めて振り返ることが求められ、さらには善後策を模索する必要性にも迫られた。さらに巷間伝え聞く地方都市における感染者への扱いやその周辺の状況等を思慮すると、支援を受ける側に相当の躊躇があるようにも思う。何かあったときに地域で暮らし続けられな

くなるのではないかという恐れである。そういった地域の状況を尊重した上で、どのように支援ができるのか、支援をするのか、を考えることこそ、今求められているのである。よかれと思うことがよくないことにもなる、ということを改めて理解する時期なのかもしれない。

実際に、現地に行かずにどのような支援ができるのかを考えたあげく、2016年熊本地震を契機として現地で活動を始めた中越地震

以来の知己である故郷復興熊本会議の佐々木康彦さん、そして長岡造形大学在職時代の研究室卒業生であり、現在五木村にて起業をしている日野正基さん、そして兵庫県立大学大学院に在籍もしている頼政良太さんに仲介をしてもらう形で、オンラインでのちょっとした相談会を実施することになった。実際に、現地の人々とネット経由ではあるがいろんな会話を交わし、悩み事に対して全国各

地からその場に参加する専門家のアドバイスや実際に他の災害で被災された方の話などが提供され、今後の見通しを少し明るくできたのではないと思う。加えて被災地の人、そして被災地で活動する人たちの周りに、「いざ被災地」のネットワークが広がっている、という実感が得られることにも意味があったように思う。こういった試行錯誤を、こういう状況だからこそ積み重ねたい。



# 熊本 若者通信

## 日添 (熊本県五木村)

共同通信 所澤 新一郎

7月の豪雨で被災した熊本県の人吉・球磨地方。人口約千人の五木村のまちづくり会社日添(ひぞえ)は、新型コロナウイルスと合わせて大きな打撃を受けた地元の再建に関わっている。

新潟県から2年前に移住した代表取締役の日野正基さん(33)＝写真中央＝は球磨川が氾濫した球磨村神瀬地区に通う。住民の多くが身を寄せる避難所が車で約1時間半かかることもあり、話し合う場づくりを手伝う。コロナ禍で県外のボランティアは少なく「地元で何とかしないと」。

新潟では中越防災安全推進機構に所属。中越地震復興の担い手を増やそうと、インターン受け入れのコーディネートをしていた。

五木村出身の土屋望生さん(27)＝同左＝と結婚し、日添を創業。「会社の顔」として昨春カフェ「みなもと」をオープンした。食堂兼民宿だった建物を改装した素敵な空間。村にUターンした店長の木下保成さん(31)＝同右＝が手掛ける「しいたけのポロネーゼ」などがおいしい。

日添取締役の土屋さんは熊本県立大在学中から「村



に仕事をつくりたい」とUターンを決意していた。修行で東京のNPO「ETIC」で働いた。戻った地元が豪雨に遭ったが「どっしりして生命力ある人が多い。助け合います」と感じる。

コロナ禍でカフェが休業した時期、「#旅するおうち時間」という事業を開始。日替わりで全国6地域の名産を届けた。五木村からは蜂蜜や豆腐、おからなどの詰め合わせ。土屋さんは「手づくりの品から、山

奥のそこそこ豊かな暮らしが伝われば」と願い、発送した。

協力してくれた地元のお豆腐屋さんなどのファンが増えたことがうれしい。「日添だけもうかっても、つまらないですから」

土屋さんは「豪雨で地域を離れる人が出るかもしれないけど、それでも住みたい人、この風土にこだわる人が生計を立てていけるように、一步一步関わっていき」と話している。

## ⑦ 法 制度と現場

### コロナと緊急事態条項

アンサー法律事務所弁護士 永井 幸寿(兵庫県弁護士会)

コロナ対策のために憲法を改正して「緊急事態条項」を創設すべきだという意見がある。「緊急事態条項」とは、戦争、内乱、大規模な自然災害等の非常事態に、政府に極度に権力を集中して大幅に人権を制約する制度である。戦前の旧憲法に「緊急事態条項」が設けられていたが、政府に濫用されてその果てに軍が暴走して戦争になった経験から、日本国憲法は「緊急事態条

項」をあえて設けていない。緊急事態に対しては、法律によって予め準備するという趣旨である。そして、コロナ対策として、新型インフルエンザ対策特別措置法、感染症法及び検疫法等の法律が整備されている。これらでは、検体の採取、健康診断、入院等について罰則付で強制が定められている。「日本の法律は強制がなく自由すぎる」という意見があるが誤りである。

法律では強制が定められているが政府が使いこなせていないだけである。

「外国はコロナに対して憲法の設けた緊急事態条項で対処している」という意見があるがこれも誤りである。例えば先進四カ国、米英仏独で見れば、全て日本と同じく法律で対処している。仮に日本政府がコロナに適切に対処できないというのであれば、憲法ではなく能力の問題である。

災害対策の原則は「準備してないことはできない」である。「緊急事態条項」は災害が発生した後に権力を集中する制度であるが、平常時から準備していなければ災害等に対処することは

できない。コロナ対策も平常時から、過去のSARS等のパンデミックを研究してその対策を十分に準備することが必要だった。ところが、国立感染症研究所では、政府の予算と定員の削減が続き、予算は10年前から3分の1削減された。また、政府は2015年までに全国の病院の急性期病床を20万床減らす方針をとり、緊急事態宣言後もこれを変更せず、減床のための補助金644億円を補正予算に計上して4月20日に国会を通過させた。平常時から準備を怠りながら事後的に権力を集中しても効果的な対処をすることはできないのである。